

平成 29 年 11 月 21 日

国立大学法人評価委員会決定

### 第3期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る 国立大学法人評価委員会の検証・評定等について

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領」（平成29年3月2日一部改正、国立大学法人評価委員会決定、以下「実施要領」という）において、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」）が項目別評価で行う検証及び評定等について以下のとおり補足する。

#### 1. 評価委員会による検証（実施要領2.（1）イ関係）

検証は、自己点検・評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に行うものであり、検証の結果、例えば法人が「Ⅱ」の自己評価を行った計画に対して評価委員会が検証を行った結果「Ⅲ」と評価する場合や、法人が「Ⅲ」の自己評価を行った計画に対して評価委員会が「Ⅱ」と評価する場合など、法人と評価委員会とで評価が異なる場合が考えられるが、その場合は異なる理由等を評価結果において示す。

#### 2. 評価委員会による評定等（実施要領2.（1）ウ関係）

##### 1) 評定

評定は、年度計画の記載事項ごとの検証結果に加え、各法人に付す2) コメントの状況等も含め、総合的に判断する。

評定「中期計画の達成に向けて順調に進んでおり一定の注目事項がある」については、各年度における項目別の注目事項の内容や事項数等を勘案して付すこととする。

##### 2) コメント

各項目の評定に加え付すこととしている「特筆すべき点」「注目すべき点」「遅れている点」は各法人における中期計画の達成に向けた取組が以下に該当するかどうかを検証して付すこととする。

##### (1) 特筆すべき点

- ① 「(2) 注目すべき点」の観点のいずれかに該当し、かつ、他法人のモデルになり得る先進性・先駆性が認められる場合

## (2) 注目すべき点

- ① 各法人の優れた点や強み・特色が発揮されている点が認められ、かつ、成果が確認できる\*場合
- ② 年度計画の実施状況が計画を著しく上回っていると認められる場合
- ③ 財務諸表の分析等により優れた点が認められる場合

※ 取組が実施された年度と成果が確認できた年度が異なる場合、基本的には成果が確認できた年度の評価において取り上げるものとする。

## (3) 遅れている点

- ① 年度計画を十分に実施していないと認められる場合
- ② 前年度評価において付された課題への対応が不十分又は不適当な場合
- ③ 財務諸表の分析等により課題が認められる場合
- ④ 事件・事故等が発生し、法人の管理責任がある場合

※ なお、収容定員の充足状況については、課程ごとの充足率の推移を各年度終了時の評価において確認することとし、複数年度にわたって一定程度（90%）未達の傾向にあることが認められる場合には、4年目又は6年目終了時の評価において課題事項として指摘する。

## 3. 財務諸表の分析

「2. 評価委員会による評定等」の2) (2) ③及び(3) ③における財務諸表の分析については、法人の財政規模や収支構造に着目しつつ、以下のような指標により財務状況を分析する。分析の結果、顕著な変化が認められる場合に特筆すべき点、注目すべき点又は遅れている点としてコメントを付す。

### (1) 外部資金比率（寄附金収入、受託研究収入、共同研究収入）

業務活動収入（CF）に占める各収入（CF）の割合

### (2) 知的財産活用率

知的財産権保有額（BS）に占める特許権・著作権料収入（PL）の割合

### (3) 自己収入比率

業務活動収入のうち、運営費交付金収入、補助金等収入を除いた収入の割合

### (4) 一般管理費比率

業務費（PL）に占める一般管理費（PL）の割合

### (5) 当期総損失

## 4. 事件・事故等

「2. 評価委員会による評定等」の2) (3) ④における事件・事故等については、情報セキュリティインシデントや毒劇物等の不適切な管理、研究活動における不正行為、研究費の不正使用等の事案で法人の管理責任があると認められる場合は、遅れている点としてコメントを付す。

なお、情報セキュリティインシデントについては、各法人の情報セキュリティ対策の実施状況及び発生した事案の重大性を勘案する。